

議第84号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第44号の2の次に次の2号を加える。

(44)の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画に関する認定の申請に対する審査 次の表に定める額

区分		手数料の額
市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書を添付する場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）	1件につき5,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請に係る戸数（以下この号及び次号において「申請戸数」という。）が1戸のもの
	共用廊下、共用階段その他の市長が認めるもの	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
	（以下この号及び次号において「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この号及び次	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
		申請戸数が11戸以上のもの
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
		申請戸数が11戸以上のもの

	号において 同じ。)		
	共用部分	床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	1 件 に つ き 10,000円
		床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの	1 件 に つ き 29,000円
	非住宅部分 (住戸部分 及び共用部 分以外の部 分をいう。 以下この号 及び次号に おいて同 じ。)	床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	1 件 に つ き 10,000円
		床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの	1 件 に つ き 29,000円
	その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	1 件 に つ き 10,000円
		床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの	1 件 に つ き 29,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		1 件 に つ き 37,000円
	一戸建ての 住宅以外の 住宅	住戸部分 申請戸数が1戸の もの	1 件 に つ き 37,000円
		申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの	1 件 に つ き 75,000円

		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1 件 に つ き 106,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	1 件 に つ き 150,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1 件 に つ き 120,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1 件 に つ き 198,000円
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1 件 に つ き 265,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1 件 に つ き 422,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1 件 に つ き 265,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1 件 に つ き 422,000円	

備考 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。

(44)の4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更に関する認定の申請に対する審査 次の表に定める額

区分	手数料の額
----	-------

市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅			1件につき3,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき3,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき6,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき10,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき17,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき6,000円	
			1件につき17,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき6,000円	
			1件につき17,000円	
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき6,000円	
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		1件につき17,000円		
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき6,000円		
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円		
その他の場合	一戸建ての住宅			1件につき19,000円

一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1 件 に つ き 19,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1 件 に つ き 38,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1 件 に つ き 55,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	1 件 に つ き 78,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1 件 に つ き 61,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1 件 に つ き 101,000円
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1 件 に つ き 133,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1 件 に つ き 214,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1 件 に つ き 133,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1 件 に つ き 214,000円

備考 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定により、当該低炭素建築物新築等計画の変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、こ

の表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。

附 則

この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

平成24年11月27日提出

三島市長 豊岡 武士